

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人桐紫会 行動計画

全ての職員が、その能力を発揮し、仕事と家庭を両立させ安心して働ける雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男女ともに、育児休業等の制度の利用促進と相談窓口を充実する。

<取組内容>

- 令和4年 4月～ 制度の利用状況や各種相談の受付状況の把握や分析をする。
- 令和4年10月～ 相談窓口担当者の選任と研修を実施する。
- 令和5年 4月～ 職員への周知と相談窓口の充実を図る。

目標2：職員一人当たりのひと月の時間外労働時間を30時間以内とする。

<取組内容>

- 令和4年 4月～ 時間外勤務などの勤務時間を適切に把握し管理するため、勤怠管理システム等を検討する。
- 令和4年12月～ 職員一人ひとりの時間外の目標値を設定し、時間外労働の上限規制に基づく業務の見直しを図る。
- 令和5年 4月～ 新たな目標を元に一人当たりの時間外時間を管理する。

【女性の活躍に関する情報公表】

採用した労働者に占める女性労働者の割合

正職員：68.4%、準職員：100%、契約職員：50%

(令和4年3月時点)